

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定に伴い当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認及び請求において、ご利用者の診療情報等を取得した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定するオンライン資格確認を行う体制を整えている
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用して訪問看護を行うことについて、当事業所の見やすい場所に掲示している
4. 掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

令和 6 年 10 月 1 日作成

令和 7 年 4 月 1 日改訂